

佐賀県告示第 318 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 28 年 6 月 10 日から平成 28 年 7 月 11 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 204 号	唐津市和多田本村 4406 番 1 地先から 唐津市和多田本村 3951 番 1 地先まで	平成 28 . 6 . 10
	唐津市和多田本村 2866 番 4 地先から 唐津市町田字長谷 659 番 4 地先まで	〃
	唐津市町田字イゲダニ 1784 番 1 地先から 唐津市町田字山ノ口 2174 番 1 地先まで	〃
	唐津市佐志字鴻ノ巣 386 番 6 地先から 唐津市八幡町 524 番 1 地先まで	〃
	唐津市佐志南 3906 番 4 地先から 唐津市佐志中通 3241 番 1 地先まで	〃
県道 巖木富士線	唐津市巖木町中島字牟田 1739 番 1 地先から 唐津市巖木町中島字牟田 1715 番 3 地先まで	〃